

Q 派遣元責任者・派遣先責任者は何人必要か

A 派遣元・派遣先責任者の数は、それぞれ派遣労働者100人までで1人以上、200人までで2人以上、それ以降は100人を単位として100人を超えるごとに1人追加する必要があります。

製造業務については、派遣元・派遣先とも別途専門の責任者を選任する必要がありますが、その人数は、製造業務に従事する派遣労働者の数に応じて、上記と同じように100人を超えるごとに100人単位で1人ずつ増やさなければなりません(ただし、製造業務に従事する派遣労働者が50人以下の場合は、製造業務専門の派遣先責任者を選任する必要はありません)。

なお、製造業務専門の責任者は、1人は製造業務以外の責任者を兼ねることができます。